

## CORD利用規約への同意のお手続きに関して

CO-creation Reinforcement Database（以降「CORD」）をご利用いただくには、CORD 利用規約をお読みいただき、ご同意いただくことが必要です。本規約の全ての項目に同意をされない場合には CORD をご利用することはできません。

なお、本規約は CORD が活用した算定ツールにも適用されます。

### 記入方法

1. 「CORD利用規約」をよくお読みください。
2. 内容にご同意いただける場合は、必要事項をご記入ください。
3. ご記入後、同意書を（一社）サステナブル経営推進機構までメールにてご返信ください。

メールアドレス： cord@sumpo.or.jp

### お問い合わせ先

一般社団法人サステナブル経営推進機構（SuMPO）

東京都千代田区内神田一丁目14番8号 KANDA SQUARE GATE

メールアドレス： cord@sumpo.or.jp

## CORD 利用規約への同意書

私は、後記の CORD 利用規約を確認し、その内容と条件を完全に理解しました。

CORD 利用規約及び SuMPO の個人情報保護方針に同意します

SuMPO の個人情報保護方針：<https://sumpo.or.jp/privacy/index.html>

### 【ライセンス種別】（該当するものにチェックを入れてください）

- シングルユーザーライセンス（個人購入で利用するライセンス）
- システムユーザーライセンス（算定システム経由で利用するライセンス）
- アカデミックユーザーライセンス（指導教員及び所属学生が利用するライセンス）

### 【オプション】（希望するオプションにチェックを入れてください）

- EPD データ

### 【利用者情報】（シングルユーザーライセンス/システムユーザーライセンス） \*記入必須

お名前\*：

組織名\*：

日付\*：

電話\*：

メール\*：

### 【利用者情報】（アカデミックユーザーライセンス） \*記入必須

お名前（指導教員）\*：

お名前（所属学生）\*：

組織名\*：

日付\*：

電話\*：

メール\*：

※指導教員の方のみが購入される場合「所属学生欄」への記入は不要です。

制定 2025年 5月 29日

改訂 2026年 2月 13日

一般社団法人サステナブル経営推進機構  
CORD 利用規約

本規約は、一般社団法人サステナブル経営推進機構（以下「SuMPO」といいます。）が提供する CO-creation Reinforcement Database（以下「CORD」といいます。）の利用に関する基本事項について定めるものです。CORD の利用者（以下「利用者」といいます。）は、本規約の内容を理解し、これに従うことを承諾した上で、CORD を利用するものとします。

第1条 （定義）

1. 「CORD」とは、ライフサイクルアセスメント（LCA：Life Cycle Assessment）を実施するための SuMPO が開発したライフサイクルインベントリ（LCI）データベースで、統計データ等を利用して作成されたデータ及び公開済みデータを収集して整備されたデータで構成されるものをいいます。なお、LCA を実施する計算プログラムは内包していません。
2. 「本規約」は CORD 利用規約を指し、CORD を利用するにあたっての同意内容を定めた文章をいいます。
3. 「CORD データ」とは、CORD の個別データ及び加工データ、並びに利用者が選択したオプションである EPD データを総称したものをいいます。
4. 「個別データ」とは CORD により提供する個別のデータをいいます。
5. 「加工データ」とは、個別データを加工、分析、編集、統合等して作成したデータをいいます。
6. 「EPD データ」とは、SuMPO 環境ラベルプログラムで公開されている製品/サービスごと（製造段階：A1-A3 まで）の CO2 排出原単位をオプションとして整理したデータをいいます。
7. 「利用者」とは CORD の利用を許諾された個人をいいます。
8. 「SuMPO 環境ラベルプログラム」とは SuMPO が管理運営する EPD プログラムをいいます。

第2条 （利用許諾）

利用者が本規約に全面的に同意することを条件として、SuMPO は利用者に対し、CORD の申込時あるいは更新時における特定のバージョンを非独占的に利用することを許諾します。1 ライセンスにつき、申込の際に申告した利用者 1 名のみが CORD を利用することができます。また、CORD を複製して利用者以外が利用することはでき

ません。

### 第3条 (利用の範囲等)

1. 利用者は、CORD を内部利用（同一法人内の役員・従業員、又は、利用者が個人事業主である場合には本人及び当該事業に従事する従業員による利用を指します。）の目的に限り利用するものとします。
2. 利用者は、次の①から③の場合に限り、CORD を利用することができ、その余の利用をすることはできません。
  - ① 利用者内部における資源の効率的活用、スコープ1、スコープ2、スコープ3等のGHG 排出量、組織や製品・サービスの環境負荷物質の排出量の把握、排出削減等を目的としてLCA を実施する場合。
  - ② LCA を利用者自身が研究する場合。
  - ③ 別紙1の「CORD を活用した算定システム開発申請書」をSuMPO へ提出し、SuMPO の承諾を得た上で、CORD データをアップロード、インポート、又はCORD の原単位を手入力することが可能な算定システムを開発する場合。
3. 利用者は、SuMPO 又はSuMPO が別途指定する者よりCORD データに関する利用許諾を受けた者をコンサルティングの相手方とする場合に限り、CORD データを利用したコンサルティング業務を行うことができます。

### 第4条 (データの公表)

1. 利用者は、CORD を利用した算出結果、又は加工データについて、自己利用の目的に限り、環境報告書等に記載し公表することができます。ただし、以下の場合には公表できません。
  - ① CORD をそのまま、又は逆算してCORD が推測できる算定結果
  - ② CORD データの利用権を有しない第三者への公表(次項の場合を除く)
2. 利用者は、SuMPO の事前許可を得ることを条件に、加工データを、下記に定める目的に該当する場合に限り、CORD データの利用権を有しない第三者へ公表することができます。
  - ① 国や地方公共団体及び国際機関の認証取得のため
  - ② 国や地方公共団体が行っているプロジェクト報告のため
  - ③ 学術論文作成のため
3. 前2項に基づき公表する報告書等においては、算出された環境負荷の一貫性・信頼性を保つため、CORD を利用した箇所、改変を行った箇所、及び自己所有のデータを活用した箇所を明記しなければなりません。
4. 利用者がEPD データを外部公表、第三者提供その他の情報開示に用いる場合には、当該EPD データがSuMPO 環境ラベルプログラムにおいて検証有効期限内であること

を、利用者自身の責任において確認しなければなりません。SuMPO は、検証有効期限切れの EPD データを利用者が公表したことにより利用者又は第三者に生じた一切の損害について責任を負わないものとします。

#### 第5条 （利用範囲の拡張）

利用者は、第3条又は第4条に定める範囲を超えて CORD の利用を希望する場合は、SuMPO に対し、利用方法に関する協議を申し入れることができます。ただし、SuMPO は、当該利用者に対し、当該利用者が希望する方法での利用を許諾する義務を負うものではありません。

#### 第6条 （知的財産権等の留保）

1. 利用者は、CORD の著作権、ノウハウ等の知的財産権その他一切の権利が SuMPO に留保されていることを承諾するものとします。
2. 利用者は、SuMPO が CORD を維持・開発するために、人的資源等、多大な資源を費やしたこと、及びそれらの資源は SuMPO の貴重な財産であることを認めます。
3. 利用者は、加工データの著作権（著作物性が認められる場合）、ノウハウ等の知的財産権その他一切の権利が SuMPO と共有関係にあること、また SuMPO が当該加工データを自己の研究その他の目的のために利用することを承諾するものとします。

#### 第7条 （CORD 利用料の支払い）

1. 利用者は、CORD を利用するにあたり利用料を SuMPO 又は SuMPO が許諾した算定システム提供者に支払わなければなりません。利用料は、別紙 2 に記載のライセンス数別のライセンス価格の通りとします。
2. 利用者は、前項に定める利用料を、SuMPO 又は SuMPO が許諾した算定システム提供者による請求書の発行日から 30 日以内に、SuMPO 又は SuMPO が許諾した算定システム提供者が指定する銀行口座へ送金する方法により支払うものとします。
3. 利用者が前項の支払を怠ったときは、利用者は、SuMPO 又は SuMPO が許諾した算定システム提供者に対し、支払期日の翌日から利用料全額の支払いに至るまで年 3% の割合による遅延損害金を支払います。
4. 一旦納付された利用料について、SuMPO 又は SuMPO が許諾した算定システム提供者は理由の如何を問わず、返還しないものとします。ただし、CORD に重大な不備があり、利用者の通常の使用が著しく制限される場合には、SuMPO 又は SuMPO が許諾した算定システム提供者及び利用者は誠実に協議の上、返金の可否及び方法について合意を図るものとします。

#### 第8条 （関連発明等）

1. 利用者は、CORD に関連して発明、考案、意匠の創作又はノウハウ（以下「発明等」といいます。）を成した場合は、SuMPO に対し、速やかに書面で通知するものとします。
2. SuMPO 及び利用者は、前項に規定する報告を SuMPO が受領した後、速やかにその権利の帰属等の取扱いについて協議するものとし、利用者は、この協議が整わない限り、発明等に関し知的財産権の権利取得手続を行なってはならないものとします。
3. 前項に規定する権利の帰属については、発明等に対する貢献度を考慮して、利用者と SuMPO とが協議の上、定めるものとします。

#### 第9条 （譲渡・転売の禁止等）

1. 利用者は、SuMPO の書面による事前の承諾を得た場合を除き、本規約に基づく権利義務の全部若しくは一部を第三者へ譲渡、転売してはならず、又は担保に供してはならないものとします。
2. 利用者は、第三者と合併する場合又は許諾製品に係る事業の全部若しくは一部を分割し別会社とする等により本規約に基づく権利義務を第三者に一般承継させる場合においても、SuMPO の書面による事前の承諾を得なければなりません。
3. 利用者が、前二項の規定に反して、第三者に本契約に基づく権利義務の全部若しくは一部を譲渡・貸与・承継させる、又は担保に供した場合、利用者は SuMPO に対し、罰則金としてユーザーライセンスにおけるライセンス料相当額の支払義務を負います。

#### 第10条 （CORD の非保証・免責）

1. SuMPO は、利用者に対し、CORD の性能、機能、品質及び技術上、経済上、その他に関する一切の不具合について如何なる保証もせず、契約不適合責任を含む一切の責任を負わず、利用者は SuMPO に対し上記の責任を追及しません。
2. SuMPO は、CORD の正確性、完全性、安全性及び有効性（利用目的への適合性）を保証しないとともに、CORD が第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないことを保証しません。
3. 利用者による CORD 又は加工データの利用により導き出された結果物及びこれらの利用については、SuMPO は、法律上及び契約上一切の責任を負わず、利用者は SuMPO に対し上記責任を追及しません。これらに関し、第三者との間で紛争が生じた場合であっても、利用者は、すべて自らの責任と費用負担において解決するものとし、SuMPO は、当該紛争について一切の責任を負いません。
4. SuMPO は、EPD の更新、改訂又は検証有効期限の更新が行われた場合であっても、当該変更内容を EPD データへ反映する義務を負わないものとします。また、利用者は

提供時点の EPD データをそのまま利用することに伴うリスクを自己の責任において負うものとします。

5. 前 4 項の規定において、SuMPO の重大な過失又は故意に起因する場合はこの限りではありません。

#### 第11条 （利用者の SuMPO への義務）

1. SuMPO は、必要と認めるときは、利用者に対し、本規約の履行状況について報告を求め、必要に応じ指示をすることができ、利用者はこれに従わなければなりません。
2. 利用者は、CORD の漏えい、喪失、第三者提供、目的外利用等、本規約に違反する CORD の利用（以下「漏えい等」といいます。）を発見した場合、直ちに SuMPO にその旨を書面で通知するものとします。
3. 利用者の故意又は過失により、漏えい等のおそれが生じた場合、利用者は、自己の費用と責任において、漏えい等の事実の有無を確認し、漏えい等の事実が確認できた場合は、その原因を調査し、再発防止策について検討し、その内容を SuMPO に報告しなければなりません。

#### 第12条 （秘密保持義務）

1. 利用者は、本規約の内容のほか、SuMPO から秘密保持を条件に提供された一切の情報を秘密として扱い、事前の書面による SuMPO の同意なしに第三者にこれを開示してはなりません。

ただし、次の情報についてはこの限りではありません。

- ① 開示を受ける前に、既に保有している情報。
- ② 開示を受ける前に、既に公知又は公用となっている情報。
- ③ 開示を受けた後に、自己の責によらず公知又は公用となった情報。
- ④ 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報。
- ⑤ 提供された情報によらずして独自に開発したことが書面にて立証できる情報。

2. SuMPO は、利用者から知り得た技術情報及び営業情報（双方とも秘密情報である旨を明示して開示された情報に限り、当該情報を含む加工データを含みます。）を秘密として扱い、事前の書面による利用者の同意なしに第三者にこれを開示しないものとし、SuMPO がやむを得ず第三者に開示する場合は、当該第三者に SuMPO と同等の秘密保持義務を負わせます。

ただし、次の情報についてはこの限りではありません。

- ① 開示を受ける前に、既に保有している情報
- ② 開示を受ける前に、既に公知又は公用となっている情報

- ③ 開示を受けた後に、自己の責によらず公知又は公用となった情報
  - ④ 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
  - ⑤ 提供された情報によらずして独自に開発したことが書面にて立証できる情報
  - ⑥ 業務運営上、公開が必要な情報
3. 第1項及び第2項にかかわらず、SuMPO又は利用者は、裁判所又は行政機関から法令、判決、決定又は命令により開示が要求された場合は、当該裁判所又は行政機関に対し、得られた相手方の秘密情報を必要最低限で開示又は提供することができるものとします。

#### 第13条（再委託）

SuMPOは、CORDの提供に関連する業務（利用者の個人データを取扱う業務も含まれます。）の一部を利用者の承諾なく第三者に委託することができます。ただし、その場合、SuMPOは、責任をもって委託先を管理及び監督するものとします。

#### 第14条（有効期間）

1. 各ライセンスの有効期間は、当該データがユーザーに対して納品された日（以下「納品日」という）から1年間とし、有効期間が終了する3か月前から有効期間終了日まで間にSuMPOに対し有効期間の延長を申し込み、利用にかかる利用料を支払うことにより、利用期間は1年間更新されるものとします。EPDデータについても同様の扱いとし、保有するライセンスの有効期間中に購入した場合、利用者が終了を申し出ない限り、EPDデータは保有するライセンスに連動して継続するものとする。
2. 利用者が利用期間の終了日以降に利用期間の延長の申し込みを行った場合には、その理由を問わず新規利用の申し込みとして取り扱うものとします。
3. 有効期間中であっても、以下の事由が発生した場合には、その時点で利用権は消滅します。
  - ① CORDの廃止
  - ② CORDの提供中止

#### 第15条（利用権の停止）

1. 利用者又はSuMPOは、相手方に次の各号に掲げる事由（以下「停止事由」といいます。）が一つでも生じた場合には、書面で通知することによって利用権を停止することができるものとします。この場合、停止事由に該当した当事者は、解除によって相手方に生じる損害を賠償する責を負うものとします。
  - ① 支払の停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき
  - ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき

- ③ その財産について、仮差押え、仮処分、保全差押え、強制執行、担保権の実行又は公租公課の滞納処分がなされたとき
  - ④ 本規約又は利用契約に定められた義務を履行しないとき
  - ⑤ その他契約を継続し難い重要な事実が生じたと認められたとき
2. 利用者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、利用権を停止できるものとします。
- ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - ④ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他前各号に準ずる行為
3. 解除事由に該当した利用者又は SuMPO は、相手方に対し、負担するすべての金銭債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済しなければならないものとします。

#### 第16条 (利用権の消滅等)

SuMPO が利用者の本サービスの利用、登録又はサービス継続利用を適当でないと判断した場合、SuMPO は、利用者に対し、当該判断及びその理由を通知し、原則として 30 日間の是正期間を設けた上で、当該期間内に是正がなされない場合に限り、利用権を終了させることができるものとします。なお、是正の余地がないと SuMPO が合理的に判断する特段の事情がある場合には、この限りではありません。

#### 第17条 (損害賠償)

- 1. SuMPO は、前 2 条の規定により利用権が停止もしくは消滅した場合、これにより利用者が生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しません。
- 2. 利用者は、前 2 条に該当する場合において、SuMPO に発生した損害を賠償する義務を負うものとします。

#### 第18条 (利用権終了後の措置)

- 1. 利用者は、有効期間満了時や利用権の消滅等、その理由の如何を問わず利用権の終了後は、CORD データを利用してはならず（第三者への開示等本規約において利用期間中に禁止される利用態様を含むが、これに限られません。）SuMPO が指示した方法で、速やかに受領済みの CORD データ（複製物を含みます。）を全て廃棄又は消去しなければなりません。ただし、加工データの取扱いについては、利用者と SuMPO とが協議の上、定めるものとします。
- 2. SuMPO は、利用者に対し、CORD が廃棄又は消去されたことを証する書面の提出を求めることができ、利用者はこれに応じなければなりません。

3. SuMPO 及び利用者は、利用権終了後速やかに、相手方の指示に従って相手方の秘密情報を返還又は廃棄するものとします。
4. 理由の如何を問わず利用権が終了した場合においても、SuMPO 及び利用者は、本規約に定める範囲において権利を有し、義務を負うものとします。また、第 12 条（ただし、秘密情報に CORD データが含まれる場合は、CORD データを除く。）は利用権終了後 3 年間、第 7 条から第 10 条まで、第 17 条、本条、並びに第 20 条の規定は、期間の定めなく有効とします。

#### 第19条 （規約の変更）

SuMPO は、SuMPO のホームページ(<https://sumpo.or.jp/consulting/lca/cord/>)に掲示することにより、利用者の事前の承諾を得ることなく、本規約を随時変更することができますものとしてします。この場合、本規約が変更された後の CORD の提供にかかる条件は、変更後の本規約を適用するものとします。

#### 第20条 （裁判管轄・準拠法）

1. 本規約に関する訴えは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
2. 本規約に基づく利用権の成立、効力、解釈又は履行等については、日本国の法律に準拠するものとします。

#### 第21条 （暴力団関与の属性要件に基づく契約の解約）

SuMPO は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、利用権の停止をすることができます。

- ① 利用者が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第二号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）であるとき、又は利用者の役員等（個人である場合にはその者、法人である場合には役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいいます。）の代表者、団体である場合には代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいいます。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第六号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき
- ② 利用者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ③ 利用者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対し、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- ④ 利用者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に

非難されるべき関係を有しているとき

第22条 （不当介入に関する通報・報告）

SuMPO 又は利用者は、利用権に関して、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、これを拒否するとともに、速やかに不当介入の事実を相手方に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとします。

年 月 日

一般社団法人サステナブル経営推進機構

代表理事 壁谷 武久 宛

住 所：

企業名：

氏 名：

## CORDを活用した算定システム開発申請書

下記のとおり、弊社が開発したGHG排出量等算定システム等でのCORD（CO-creation Reinforcement Database)の利用を申し込みます。なお、CORDのGHG排出量等算定システム等での利用に当たっては、一般社団法人サステナブル経営推進機構(以下、SuMPOという)のCORD利用規約において定められた全ての事項に従います。

### CORDを活用して開発した算定システム等名

□□□□□□ □□□□□□

※ 当該算定システム等にて外部ユーザーによる CORD の利用に当たっては、ライセンスを必要とするユーザーに対応するライセンスを購入した当該事業者が当該算定システムにCORDをアップロード、インポート、手入力等を行うことに限定します。

※ システムそのものにCORDの一部又は全部のデータ（プロセスデータ等も含む）を実装して第三者へ無償・有償を問わず提供することをご希望される場合には SuMPO 担当者にお問い合わせください。

※ 申請者は算定システム等ユーザーのCORDライセンス数を、「CORD利用規約」をユーザーに提出していただき、確認していただく必要があります。

※ 申請者はCORDを1ライセンス保有する必要があります。また、申請者はCORDを利用するすべての人数分のライセンスを保有することが必要です。

## CORD 価格表

## ① ライセンス種別

シングルユーザーライセンス	<p>個人がライセンスを購入する場合。</p> <p>※組織が購入する場合においても利用者の人数分のライセンスが必要。</p> <p>※開発者は算定システム1つにつき1シングルユーザーライセンスが必要。</p>
システムユーザーライセンス	<p>LCA 算定ツール等のシステムへの搭載において購入する場合。</p> <p>※算定システムの利用者もシステムユーザーライセンスが必要。</p>
アカデミックユーザーライセンス	<p>教育機関に所属する指導教員及び所属学生がライセンスを購入する場合。</p> <p>※指導教員1人あたり1ライセンスの購入が必要。</p> <p>※大学、専門学校、高等学校などの教育機関に所属する指導教員及び所属学生が対象。</p>

## ② ライセンス価格 (1年間有効 税抜金額)

ライセンス種別	価格 (1ライセンスあたり)
シングルユーザーライセンス	50,000 円
システムユーザーライセンス	30,000 円
アカデミックユーザーライセンス	50,000 円 (所属学生は無償で利用可)

## ③ オプション (1年間有効 税抜金額)

オプション内容	追加料金 (1ライセンスあたり)
EPD データ追加	20,000 円